

鳥羽市移住体験住宅登録制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市への移住を検討している者の移住体験の機会の充実に図り、もって本市への移住及び定住の促進に資することを目的に、民間の宿泊施設及び居住用の住宅を移住体験住宅として登録し、その活用を促進するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住体験住宅 民間事業者又は個人（以下「事業者等」という。）が所有し、若しくは管理する施設であって、この要綱に基づき市長の登録を受けたものをいう。
- (2) 登録事業者 前号の規定により移住体験住宅の登録を受けた事業者等をいう。

(登録の要件)

第3条 移住体験住宅として登録を受けることができる施設は、市内に所在する建物であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 申請者が本市の移住定住施策に共感し、移住希望者への地域の紹介やコミュニティへの橋渡しなど、今後の本市の移住促進活動に主体的に協力する意思を有していること。
- (2) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の届出その他法令に基づく適法な宿泊提供、又は定期建物賃貸借契約その他これに準ずる方法により、本市への移住を検討している者を滞在させることができる体制を有していること。
- (3) 電気、水道、ガスが正常に使用可能であること。
- (4) 利用者が入居した日から日常生活を営むことができるよう、必要最低限の家具、電化製品、調理器具等が備え付けられていること。
- (5) 施設の周辺環境及び衛生状態が適切に維持管理されており、近隣住民と

の間で良好な関係が保たれていること。

(6) 市の公式ホームページ、移住ポータルサイト及び広報媒体等への掲載が可能な物件であること。

(7) 鳥羽市の暮らしについて、移住体験者に説明ができること。

(登録の申請)

第4条 移住体験住宅の登録を受けようとする事業者等は、鳥羽市移住体験住宅登録申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 施設の概要がわかる間取り図及び現況写真

(2) 前条第2号に規定する許可証又は届出書の写し（賃貸借による場合は、契約書ひな形等）

(3) その他市長が必要と認める書類

(審査及び登録)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号に定めるところにより、その内容を審査するものとし、登録の可否を決定するものとする。

(1) 審査にあたり、必要に応じて市職員による当該施設の現地調査を行うものとする。

(2) 市長は、審査の結果、当該申請が第3条に規定する要件を満たしていると認めたときは、移住体験住宅として登録し、申請者に対し鳥羽市移住体験住宅登録通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(登録事業者の義務及び管理責任)

第6条 登録事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 利用者の入居、退居、鍵の受渡し及び利用中の注意事項の説明を責任をもって行うこと。

(2) 利用者の退去ごとに入念な清掃及び消毒を行い、良好な衛生環境を維持すること。

(3) 利用実績について、毎年度末又は市長の求めに応じて報告すること。

(免責)

第7条 移住体験住宅の利用に関して生じた登録事業者と利用者、近隣住民その他第三者との間の紛争、事故、建物の破損その他一切の損害について、市は、その責めを負わないものとする。

（登録の変更及び廃止）

第8条 登録事業者は、登録内容に変更が生じたとき、又は当該住宅の運営を廃止しようとするときは、速やかに鳥羽市移住体験住宅登録（変更・廃止）申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（登録の取消し）

第9条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。
- （2） 第3条に規定する登録の要件を満たさなくなったとき。
- （3） 第6条に規定する義務を怠り、又は適切な管理運営が行われていないと認められるとき。
- （4） 市税等を滞納したとき。
- （5） その他移住体験住宅として適当でないと市長が認めたとき。

附 則

この告示は、令和8年9月1日から施行する。